

第7回 長野市政務活動費検討委員会 会議録

1 日時 令和8年3月26日（木曜日） 午前10時～午前11時58分

2 場所 応接2

3 出席委員（6名）

委員長 鈴木洋一 議員

副委員長 金沢敦志 議員

委員 西沢利一 議員

委員 堀内伸悟 議員

委員 滝沢真一 議員

委員 内藤武道 議員

4 欠席委員（なし）

5 オブザーバー参加議員

山崎裕子議員

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

- ・「広報・広聴費」の会場費の支出について、会場を借上した際に提供される水・茶については、ペットボトル、紙パック等を除いて差し支えないものと決定した。
- ・茶菓料については、ペットボトル、紙パックを除いた水・茶のみ支出できると決定した。
- ・会派の広報紙については、紙面の宣伝的な内容に応じて、政務活動費を支出することと決定した。無所属議員の広報紙については、政務活動に基づく市政報告の内容と個人の宣伝的な内容が混在していることから、支出額に対して2分の1以内で按分して支出することと決定した。また、議員個人を特定できる形で本会議や委員会等における発言や政務活動と関連のない著名人との写真は、個人の宣伝的な内容に該当するものとし、会派議員の集合写真、議員個人の紹介のうち市ホームページに公開されている内容は、個人の宣伝的な内容には該当しないものと決定した。
- ・「広報・広聴費」の通信運搬費のうち、会派の固定電話等の使用料については、全額を政務活動費から支出できると決定した。
- ・議員個人の固定電話等の使用料については、政務活動による利用と個人利用が混在しており政務活動に関連する利用分の算定が困難であるから支出しないという事務局案が示されたところ、「議員ごとに利用実態は異なっており、政務活動としての利用が一定程度あることから支出を認めてもよいのではないか」との意見が出され検討した結果、支出額に対して2分の1以内で按分して支出することと決定した。

(2) その他

特になし

以上